

一般社団法人 飯田法人会 第13回通常総会を開催



児島元会長



大田中新会長



飯田税務署長
小林 由治 様



飯田市副市長
高田 修 様



南信県税事務所長
小田中 真 様

飯田法人会第13回通常総会を6月4日シルクホテルにて開催した。

総会に先立ち、日本マイクロソフト(株)エバンジェリスト・業務執行役員である西脇資哲氏による『AI×IoTでつながる、かわる近未来！～これからの時代を生き抜くために～』と題して記念講演を行った。近年一般的になりつつある生成AIを身近に感じられる内容の講演であった。

講演に引き続き、関係各機関から多くのご来賓を迎え、会員多数の出席のもと第13回の通常総会を開催した。進行は赤羽副会長が担当し棚田副会長の開会のことばに続き、児島会長があいさつを行った。

引き続きの総会は、定款に基づき会長が議長を務めた。報告事項として①令和6年度事業報告(5月の理事会にて承認)②令和7年度事業計画並びに収支予算について(3月の理事会にて承認)③令和8年度税制改正要望(5月の理事会にて承認)について報告を行った。

次いで審議事項に入り、第1号議案 令和6年度財務諸表承認の件及び監査報告が行われた。内容について特段の質疑もなく承認された。続いて第2号議案 任期満了に伴う役員改選が上程された。出席者に立候補・推薦を求めたが特になく、5月の理事会にて立案した理事会案の提出の了解を求め、出席者からの賛同により理事会案を提出した。審議の結果理事会案どおり承認され、新役員が決定した。第3号議案のその他については特に意見なく審議は終了した。審議事項の終了後臨時理事会が開催され、大田中峰雄氏が新会長に選出された。

その後、退任された児島前会長より、4年間の在任中における協力への感謝を込めた退任の挨拶があり、続いて大田中新会長から就任の挨拶があった。

また、総会の席上、会員増強目標達成支部、厚生制度目標達成支部、厚生制度優秀推進委員の表彰があり、退任役員の功労者表彰、飯田税務署長の感謝状の贈呈が行われた。続いて来賓を代表して飯田税務署長小林様、飯田市副市長高田様、南信県税事務所長小田中様よりご祝辞をいただき、加藤副会長の閉会のことばにより総会は滞りなく終了した。

《総会議事等の主な内容》

【報告事項】

1. 平成6年度事業報告 ※内容抜粋

(1)公益事業

①税務知識の普及事業

・支部税務研修会の開催

11支部で開催 講師は飯田税務署担当官及び税理士 出席延べ221名

・決算説明会の開催 会場 エスバード
年間4回開催

出席者 4回合計

会場 86名 Web 145名

・年末調整研修会の開催

11月11日エスバード大ホールにて開催

出席者 会場 153名 Web 101名

②納税意識の高揚と税制の調査研究事業

・e-Taxの普及と利用拡大への啓蒙や支援

・受講証(シール)の発行

・会員の税に関する提言・意見の集約

会員アンケートを実施 回答率32%

・税制改正要望

県連・全法連を通じ国へ陳情……別掲載の要望書参照

・租税教育事業 担当青年部

出前租税教室開催

泰阜、上久堅、大鹿の各小学校

・税に関する絵ハガキコンクール

担当 女性部

優秀作品を全国コンクールに

出展及び税務署長・法人会長表彰

③地域社会貢献事業

・講演会(公益事業分)開催

年間3回開催 聴講者 合計358名

④地域企業の発展に資する事業

・研修会・講習会開催

・インターネットセミナー 1,181回の利用

・青年部・女性部講演会

・会報「飯田ほうじん」の発行(年4回)

・顧問弁護士による無料法律相談

(2)共益事業

①会員の交流と増強に資する事業

・会員親睦ゴルフコンペ開催

10月9日あららぎCCにて開催、参加77名



大勢の会員が参加しました

- ・ 会員増強運動 9月～11月
8月22日 支部長・組織・厚生制度連絡協議会合同会議の開催
増強目標 2,085
増強期間加入数 目標 38先 結果 26先
目標達成支部を表彰
- ・ 支部組織の拡大強化、
会員増強への協力依頼
- ・ 青年部、女性部組織の拡大強化
青年のつどい、女性フォーラム、
合同例会へ参加
- ・ 全国大会への参加
- ②会員の福利厚生事業
 - ・ 成人病等予防検診・脳ドック・ガン検診・
「PET/CT検査」他
大型保障加入者を対象に費用補助

- ・ 福利厚生制度推進
厚生制度目標達成に対する表彰
- 2. 令和6年度事業計画並びに収支予算について
会報4月号に詳細掲載済

【審議事項】

- 第1号議案 令和6年度財務諸表承認の件
- 第2号議案 任期満了に伴う役員改選の件
別掲役員名簿参照

厚生制度表彰……別掲載名簿参照
 会員増強運動目標達成（4支部）及び
 加入率70%達成（3支部）
 厚生制度目標達成（5支部）・
 目標達成優良推進員（4名）
 財務諸表についてはホームページにて公開
 しておりますので、そちらをご覧ください。

表 彰

会員増強支部表彰 会員増強期間目標達成(12月末)

阿南・売木支部	下條支部	豊丘支部	西部支部
---------	------	------	------

加入率70%達成・維持(2月末)

下條支部	天龍支部	泰阜支部
------	------	------

厚生制度表彰 目標達成支部(3月末)

喬木支部	大鹿支部	西部支部
下條支部	松川支部	

目標達成優良推進員(3月末)

むらまつ 村松みつ子(大同生命)	まつい ゆかり 松井由加里(大同生命)
こいけみ やこ 小池美也子(大同生命)	くまがい ひでたか 熊谷 秀隆 (㈱ライフプラザパートナーズ 松本 FA 営業部(AIG 損保))



目標達成優良推進員の皆さん

退任役員功労者記念品贈呈

会 長	こじま ひろし 児島 博司	常任理事	みやした まさあき 宮下 正明
常任理事	よしかわ こうめい 吉川 幸明	常任理事	くまがい ひでふみ 熊谷 秀文
常任理事	みやした りいち 宮下 利一	理 事	うりゅう まさし 瓜生 雅志



退任された関島元局長・児島元会長

令和7年度 全国法人会総連合 役員功労者表彰



飯田法人会 副会長
棚田 稔氏



飯田法人会 常任理事
福澤 栄二氏



飯田法人会 事務局長
関島 克郎氏

ご功績に感謝と敬意を表し、心よりお祝い申し上げます。

退任にあたり

児島 博司



退任に際し、一言ご挨拶申し上げます。私事 2 期 4 年間（一社）飯田法人会の会長を務めさせていただきました。振り返りますと、長くもあり短くもある 4 年間でした。

先ず以って、何事もなく 4 年間を務めさせて頂いたことに感謝申し上げます。ましてや会長の器でもない私が、このような大きな重要な会の会長を務めることができましたのも、税務署様他、関係諸団体始め、会員皆様方、役員の皆様、事務局他、多くの皆様方のご協力の賜物と、改めて感謝致すところです。

今、この不透明な時代、法人会は様々な面から、存続価値が問われています。

法人会の理念には、「税のオピニオンリーダーとして企業の発展を支援し、地域の振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献する経営者の団体である」とあります。また、キャッチフレーズとして、「めざします企業の繁栄と社会の貢献」とあります。

法人会の重要な具体的な取り組みとして、1 つは税務署と法人企業様との架け橋となるべく活動することが、1 つの目的であります。今 1 つは、異業種としての企業経営者同士の親睦と交流を深める場の提供であります。そして今 1 つは、税知識の普及と向上にあると思います。そして今 1 つは、飯田法人会と、茂原法人会の、長年続けている提携交流がございます。法人会同士が提携している会は全国的にも珍しいものがあります。是非、さらなる交流を図っていただきたいと思います。

最後に、この（一社）飯田法人会のさらなる発展をご祈念申し上げるとともに、関係諸団体様始め、会員皆様方の企業のご発展と、皆様方の益々のご健勝を祈念し、退任のご挨拶とさせていただきます。



会長挨拶

大田中峰雄



この度、飯田法人会の会長に選任されました大田中でございます。まことに大任であります。2 年間務めさせていただきます。皆様方のご協力の程よろしく申し上げます。

法人会は創設以来 70 年にわたり税の分野を中心に様々な活動を展開し、申告納税制度の維持、発展に寄与してきました。近年は税のオピニオンリーダーとしての税制に関する提言や税の啓発活動、各種研修会の開催、地域社会活動や次代を担う子供たちのための租税教育活動などに取り組んでいます。それらの事業を遂行するためには、多くの仲間が必要となります。近年会員数が減少しており、会員の増強が喫緊の課題となっております。

長野県の組織率は全国 1 位ですが、それでも 53% であります。飯田地区を見ましても、県下 No.1 といえどもかつては 70% を超えていた組織率も現在では 60% を下回ってしまいました。法人会は支部連合会です。支部の活性化が本会の活性化に直結しております。各支部の益々の活性化を期待しております。飯田地区では大同生命さんのご協力のもと多くの加入者がありますがそれでも減少が補われきておりません。減少の理由を分析しますと倒産、退会等経済的事由によるものが大半であり厳しい経済状況を反映しております。また、後継者不足に悩んでいる企業も多く見受けられます。それらの問題を解決していかなければ発展はありません。法人会は異業種交流の場でもあります。多くの皆さんが集い親睦、交流を深め、情報を交換し各企業等の発展に資する場として活用願いたいと思います。

飯田地区では将来リニア中央新幹線・三遠南信自動車道が開通します。特にリニア中央新幹線はそのインパクトは大きく、当地域が大きく変貌するものと思われます。今から情報を共有、交換し次の時代に備えていきたいと思っております。会員どうし力と合わせ地域の発展・法人会の発展に進んでまいりたいと思っております。皆様のご協力の程、よろしく申し上げます。

一般社団法人飯田法人会 新役員名簿 令和7・8年度【敬称略】

役職	氏名	会社名	備考
顧問	児島 博司	(有)ホテル三宜浪漫の館月下美人	
相談役	下田 一則	下田一則税理士事務所	税理士会支部長
	今村 真祐	今村真祐税理士事務所	税理士会副支部長
	原 優	原優税理士事務所	〃
	橋本幸二郎	公認会計士安静事務所	〃
	西島 好信	税理士法人からさわ	〃
会長	大田中峰雄	飯田瓦斯(株)	
副会長 (6名)	赤羽 宏文	(株)キラヤ	総務委員長
	松澤 徹	(株)マツザワ	研修委員長
	加藤 昇	喜久水酒造(株)	税制委員長
	篠田 親治	(株)シノダ	厚生委員長
	棚田 稔	長豊建設(株)	広報委員長
	榊原 正倫	(有)榊原商店	組織委員長
常任理事 (18名)	小林 亮夫	綿半ホールディングス(株)	
	中村 彰	みなみ信州農業協同組合	
	福澤 栄二	飯田商工会議所	
	外松 實	(株)トマツ本店	
	松尾 優	旭松食品(株)	
	井口 久治	井口建設(有)	阿南・売木支部長
	松下 英樹	(株)エクセル化成	松川支部長
	片桐 明	(株)豊かな丘	豊丘支部長
	下原 賢市	(有)下原衣料品店	西部支部長
	吉野 君一	(株)吉野組	大鹿支部長
	仲川 正博	(有)仲川石材	下條支部長
	廣瀬 芳徳	(有)寛龍建設	高森支部長
	木下 重夫	南部建設(有)	泰阜支部長
	福士 和成	(有)福士組	天龍支部長
	宮下 孝行	(有)宮下土建	喬木支部長

役職	氏名	会社名	備考
常任理事 (18名)	吉沢 賢治	飯田米穀(株)	
	塚平 一人	名糖乳業(株)	
	中島 隆	輸入石油(株)	
会計理事 (2名)	木下 裕介	(有)丸木屋商店	
	中島 律子	(株)ホテルオオハシ	
理 事 (20名)	久保田浩和	龍共印刷(株)	
	山口 誠	多摩川精機(株)	
	宮下 茂樹	宮下製氷冷蔵(株)	
	佐久間秀樹	(株)グイマル	
	熊谷 弘	(株)リックス	
	吉川 昌利	吉川建設(株)	
	木下 勝貴	木下建設(株)	
	小林 美佐	(株)おさひめコーポレーション	女性部長
	角田香保子	(有)ツノダ	
	宮嶋 徹	飯田信用金庫	
	西澤 健二	八十二銀行(株)飯田支店	
	藤澤 啓司	長野銀行(株)飯田支店	
	庵谷 達朗	長野県信用組合飯田支店	
	熊谷 真希	下伊那自動車(株)	
	原 隆澄	(有)はと錦	
	鈴木健太郎	温泉の素.com (株)	
	池上 勝夫	(株)イケガミ	
稲垣 洋一	ユニプリント(株)	青年部長	
林 宗広	生田木材技研(株)		
石井 啓康	(有)石井燃料商会		
監 事 (2名)	清水 良彦	(有)清水モータース	
	宮嶋 芳章	(有)宮嶋石材	

(6月30日現在)

令和8年度 税制改正要望

一般社団法人 飯田法人会

令和6年度になり、新型コロナの感染も落ち着き、一般経済活動が活発になる期待が膨らんだものの、原油価格及び原材料など諸物価の高騰により、特に中小企業においては収益確保が厳しい状況となっている。

一方で国内政治においては令和6年度中に行われた総選挙の結果、与党が過半数割れとなったことで先行きの不透明感が増したと同時に、国外においては、北米・ヨーロッパにおいても政権交代が行われ、政治的に大きな転換点を迎えている。また、ロシアによるウクライナ侵攻は、停戦に向けての動きはあるものの、具体的な終息のめどは立たず、中東地域における軍事衝突は激しさを増すばかりで、世界各地で不安定な政情が拡大している。

グローバル化が進む経済構造の中で、我が国経済も世界的な動向の影響を受けており、インバウンド需要の増加といったプラス要因はあるものの、株価の乱高下、円相場の不安定化、加えてアメリカのトランプ大統領による関税問題の発生、また前述の物価の高騰、地方における極端な人手不足や人口減少等多くの課題を抱えている。

このような状況下において、我が国の経済の基を支える中小企業の景気浮揚と経営基盤の維持や安定拡大への政策的誘導を期待し、特に中小法人を対象とするこれからの税制について次の通り要望する。

I. 法人税について

1. 法人実効税率

法人実効税率は約10年前に引き下げられ、30%未満の水準になったとはいえ、いまだに先進諸外国と比較した場合に低いとは言えない状況にある。ビジネスもグローバル化している中で、この高い税率が日本企業の海外流出を招き、海外企業が日本でビジネスをすることを妨げる大きな要因となっていると同時に外国投資家による対日直接投資にも影響する。

しかしながら、「防衛力強化に係る財源確保のための税制措置」により、2026年4月からいわゆる防衛特別法人税の導入により、法人税率は4%引上げられることになった。現状では基幹3税(所得税、消費税、法人税)の中では法人税の伸びが最も大きくなっており、国内企業活動を活性化させ国際競争力の向上を図り、海外からの投資を促進させるためにも、法人実効税率の負担を引き下げる必要がある。

また中小法人に適用される15%の軽減税率などの特例税制措置は2年間延長されたが、本則化するか適用課税所得を大幅に引き上げることを要望する。

2. 役員給与税制の抜本的な見直し

現行制度では、役員給与の損金算入の取り扱いが限定されており、特に年度途中の報酬等の改定は厳しい制約が課せられるなど、原則損金不算入という規定となっている。役員給与は、本来職務執行の対価であり、不相当に高額なものを除き原則損金算入できるように見直すべきである。

3. 事業承継税制

中小企業は地域での雇用確保をはじめ、地元経済への貢献度は非常に大きい。相続税の大きな負担は事業承継がままならず、将来的に大きな経済損失を生じてしまう事となる。

非上場株式などについての贈与及び相続税の納税猶予については、納税猶予に係る免除の要件を緩和することや、納税猶予に係る規定を創設するなどの見直しが必要である。また各種手続きが複雑なので制度自体の簡素化に加え都道府県、税務署への報告義務の緩和縮小を求める。さらに特例承継計画の提出期限や、相続・贈与の実行期限を延長すべきである。

4. 少額減価償却資産の取得価額基準の引き上げなど

令和 4 年度税制改正において中小企業者等の取得価額 30 万円未満の少額減価償却資産の損金算入の特例について、その特例期間が 2 年間延長された。

しかしながら、少額な減価償却資産の損金算入できる取得価額基準は 10 万円未満だが、同時に取得価額 10 万円以上 20 万円未満の減価償却資産については 3 年間償却を行う一括償却資産制度や、30 万円未満の減価償却資産については、年間 300 万円までは、中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例制度により、全額損金が認められるなどの諸制度があり、その都度の手続き等の事務が煩雑である。

事務処理の簡便化や税制の簡素化に資するため、一括償却資産の損金算入制度及び中小企業の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例制度を廃止するとともに、少額減価償却資産の取得価額及び繰延資産の一時損金算入限度額を 30 万円未満に引き上げることを要望する。

5. 電話加入権の無税償却

固定電話の電話加入権は非減価償却資産として貸借対照表に計上されている。

利用停止から 10 年経過時点で自動解約されて、NTT において実質的に消滅している。また電話加入権の売りに資産価値もないため無税償却を要望する。

6. 中小法人等の欠損金繰越控除期間の見直し

税収の中長期的な安定のためには、国内企業の持続的な成長が不可欠である。中小法人は大法人と比べて財務基盤が脆弱であるため、一旦財務基盤が揺らぐとその回復には相当期間を要すると考えられる。これらを勘案すると、青色欠損金の繰越控除制度に係る損金算入額の制限措置の見直しや、同制度に係る控除期間の延長又は無期限化などの抜本的な措置の見直しが必要である。

II. 消費税について

1. 単一課税制度を維持

軽減税率制度は、令和元年 10 月 1 日より導入されたが、法人会では従来からの要望通り単一課税制度とすべきであると考えます。

この制度は、低所得者への逆進性対策としても非効率である。逆進性の緩和対策として、マイナンバーを利用して簡素な給付措置を導入することも良いのではないかと。

III. その他

1. 電子帳簿保存法の保存要件の緩和

電子帳簿保存法の導入は必ずしも経済的合理性がなく、中小法人においてはかえって事務負担が増大することになる。今後デジタル化は必然的に加速していくことは明らかではあるが、経済界でのデジタル化の普及の速度に合わせるような税制としての導入を検討すべきである。

2. 印紙税

電子取引が一般化しペーパーレスが進展しているなかで、紙ベースを媒体とする文書だけ課税する印紙税は公平性に欠ける。廃止するか、なお一層の負担軽減を図るべきである。

3. その他間接諸税

消費税との二重課税の状態が続いている酒税・たばこ税・揮発油税（いわゆるガソリン税）等個別間接税の負担は、消費税 10% の実施により更に重くなった。酒税・たばこ税・揮発油税等個別間接税は廃止すべきである。特に、ガソリン税の暫定税率については 1 日も早く廃止しなくてはならない。

税務署だより

飯田税務署 人事異動 (7月10日付)

飯田税務署の人事異動が7月10日付で発令されました。よろしくお願ひいたします。

職 名	氏 名	前 職	前任者 氏名	転 任 先
税 務 署 長	小 野 隆	国税不服審判所 名古屋審判所 審判官	小 林 由 治	松本税務署 税務署長
法人課税第一部門 統括国税調査官	佐々木 正 人	留 任	-	-
(法人会担当) 法人課税第一部門 総括上席国税調査官	吉 村 則 宏	留 任	-	-



要チェック

《お知らせ掲示板》



令和7年度 飯田法人会「年会費」納入の お礼とお願い

法人会年会費を既にお振込いただきました会員の皆様、7月17日に口座振替させていただいた会員の皆様にお礼申し上げます。

なお、まだ振込がお済みでない会員の方には、ご納入をお願いいたします。

会員親睦ゴルフコンペ

日 時:10月10日(金)

開会式 8:40～ スタート 9:00～

表彰式プレイ終了後

会 場:高森 C. C. 定員:96名

申込み期限:9月1日(月)

☆別便で郵送の申込書によりお申してください。

会員成人病予防健診

協会けんぽ加入者には補助適用あり。

日帰り人間ドックより手軽、検査項目も充実・短時間で好評。大型保障制度加入者には補助金支給あり。

※オプションで「がんリスク検査アミノインデックス」「脳梗塞・心筋梗塞のリスク検査ロックスインデックス」あり。

日 付:9月9(火)・10日(水)

いずれか選択

会 場:南信州・飯田産業センター(エス・バード)

申込み期限:7月25日(金)

☆別便で郵送の申込書によりお申してください。

脳ドック検診

年に一度は定期的に受診しましょう。年間を通じてご利用いただけます。(法人会員特別料金)
☆別便で郵送の申込書によりお申してください。

決算法人説明会

日 時:9月12日(金) 14:00～(WEB併設)

会 場:南信州・飯田産業センター(エス・バード)

対 象:10・11・12月決算法人

講 師:飯田税務署担当係官・税理士

内 容:「決算と申告の注意事項」

「調査指導から見た注意点」等

受講には事前申し込みが必要です。会員には受講証シール(オレンジ)をお渡します。
※詳細は後日郵送のご案内ハガキをご参照ください。

※予定は変更になることがありますので、詳細は案内通知をご確認ください。

今回お送りした「令和7年度決算と申告の実務」は決算期説明会(対象月)にご活用下さい。



「社会保険料が高すぎる理由」を、お話しします!!
 負担を抑える方法も、合法的な範囲内で、ちいとおせえます。



うえ すぎ の ぶ
上杉 信夫
 (飯田法人会会員)
 特定社会保険労務士
 MBA 経営学修士
 明治大学大学院卒
 (経営学研究科博士前期課程)

今回のテーマですけど、ちょうど、今のこの時期（2025年、猛暑の7月）にお話するのが絶好のタイミングだと思います。と言いますのは、今年の春頃、「国民・市民、そして会社だと労使の双方から『社会保険料が高過ぎて市民の生活が脅かされている。企業の経営が圧迫されている。みんな、どえでえ悲しがとる。そいだもんだでのし…どわけてコンネンたけえのか、頼むで理由をおせえてくんろ！、ちいっとでイイで、負担を抑える方法も併せておせえてくんろオオオ〜ッ!!』との訴えがだだくさもなく来とるぞい！」…という、この「高すぎる社会保険料」の件に関しましては、巷はもちろん、国会や地方の議会などでも大きな話題として取り上げられ、真剣に討議が進められつつあったところでした。ところが途中で、あれは、今年、2025年の4月3日でしたね。いきなりトランプショックが勃発したのです…あの天空の世界に棲息する荒ぶる巨人が、突然「トビッキリたけえ関税を課すもんネ！」と、夥しい国に無理難題を吹っ掛けちゃって…!?

忽ち世界中を震撼させ、瞬く間に世界の経済界が大混乱に陥ったものですから、その日を境に、日本では、一段と増税に関する話題がセンセーショナルに大きく報道されることになり、それに圧倒されて、「社会保険料が高過ぎる云々」という話題に関しては、しばらく影を潜めざるを得なくなってしまっていた感があります。それが今夏、俄かに話題が復活したということでしょう。そんなこんなで、ただ今、国会内でも論議は喧騒の真ただ中にあります。そう、あれは先日のことでしたが、テレビで、夏の賞与をいただいたというこの春入社の新入社員の方の喜ぶ姿が映し出されました。嬉しそうで晴れがましそうで、ナンカ微笑ましかったです。でも、ちょっと聞いてくださいネ。高い社会保険料って、賞与にもしっかりかかります。しかもね、賞与にかかるのは、社会保険料だけじゃないんだに。所得税（源泉徴収税）も雇用保険料もかかるし、賞与と給与じゃ計算のルールも違うんですよ。だからねエ…給与明細書を見た後でも、あの若いヒトは嬉しそうな表情のままです。いられるんずらか？…なんてネ。よそ様のことでですけど、ちょっと心配になっちゃいましたネ。まア…そんなこたア、いらんこんですけど。

それでは、今から早速スタート致します。読者の皆様の胸のモヤモヤを、必ずホンノリ桜色に染めてご覧に入れます。どちらさまも浮かぬ顔をして、ズルズルとセンチメンタルな気分のみままに時の経過を待つなんて、そんなのまっぴらごめんですものネ。

社会保険料



社会保険料が高すぎる理由➡まず、なんと言っても①「高齡化」です。高齡化がどんどん進むことにより、去年の2024年までは、毎年ジリジリと医療費が増加してきていました。それが今年の2025年になって、全国に800万人もいる「団塊世代の人々」が後期高齢者に加わったものですから、ドドドンと一辺に医療費が増加したのです。一口に「日本は現在、急速に高齡化社会へ向かって突き進んでいます。」と言っていますが、その「急速」って、

「世界一のスピード」なんですヨ。スゴイじゃないですか！…そりゃア、ありがたかないけどネ。…そんな訳で、医療費が上がっているのです。が、問題はむしろ「介護費用」の方。ええ、医療費同様に、いや、それ以上に今後も上がる可能性が高いのが介護費用です。ホント、介護費用は、明確に右肩上がりの傾向にあって、まず、下がる気配はありません。

①をまとめます。「**グングン上がっていく一方の医療費、介護費用というのは、ともに『公的保険制度』によって、カバーされています。ですから、その財源を賄うために、高い社会保険料をさらに引き上げざるを得ないのです。**」…以上述べたことが「社会保険料が高過ぎる最大の理由」です。あと2つ挙げます。②「**少子高齡化の悪循環**」。要するに（①は「高齡化」でしたが）「少子化」も「社会保険料の負担増加」という問題をさらに深刻化させている要因です。「少子化」によって、現役世代の数が徐々に減っていく傾向にあって、そのためにだんだん減っていく労働力人口でもって増えに増え続けている高齢者の大群を支えていく（いかなくてもならない）構造になり、それは結果として、当然現役世代ひとり一人の負担が更にさらに増えていく仕組み

にならざるを得ないのです。…3つ目の理由は、③「医療技術の進歩」です。これはぜひ「ピンッ！」と膝を叩いて、「オッシャーッ！」と叫んでほしいんですけど、これを書いている私も超高齢化社会の住人としてネ、御多分に漏れず、毎月病院で検査受けてますし、毎日、血液がサラサラになるお薬（ここで名前出したらマズイかなア？…ま、いっか。リクシアナってお薬、ようききますに）飲んでますけど、現在は、「医療技術が進歩」したことにより、私のように患者自身がそれを実感できるような、より高度な治療を受けることができるようになりました。それから、「長期の入院が可能」になったことです。ただ…そういったことはそれはそれでありがたいことではありますが、それらの様々な要因が複雑に絡み合うことによって、…ただでさえ高い社会保険料がさらに高騰していくことになってしまうのです。ウーン…何とも切ないですネ。この項は以上です。

さて、次は、「高過ぎる社会保険料の負担を、幾らかでも和らげる方法」についてお話しをいたします。ただし、ちいっとですよ。だだくさもなお話することなんか出来ますかいな。あくまでも「合法的な範囲の内」でお話しさせていただくに留めますから、安心して聞いてくださいネ。

社会保険料の負担を軽減するための適切な対策→4月・5月・6月の3カ月間は、可能な限り（会社で求められない）残業を控えて、収入を安定させる…**社会保険料というのは、「標準報酬月額」という基準をもとにして算出されます。4月から6月までの給与総額（賃金の総支給額）を3（3カ月の3）で割った平均値になります。これに基づいてその年の社会保険料が決まるわけです。**ということね、この3カ月間にだだくさもなく残業をしたり、何かのお手当が多かったりしますと、年間を通じて「高い社会保険料」を支払うことになってしまうのです。今、私「何かのお手当」って言いましたよね。この「何かのお手当」ってのが案外曲者なんです。労務の対象となる「職務手当」や「役職手当」や「資格手当」なら「含めてもマアしょうがない…」と思うけど、「通勤手当」や「家族手当」や「住宅手当」まで、全部該当する（含める）となるとね、これは「ちょっと、納得がいきません…」って人、世の中にひとりやふたりいるんじゃないですかネ？…内緒にしてや。誰かが「イランこと、言うじゃねエ！」って、怒ってきてもイヤだでな。一人は私です。なんでこんな変なことをわざわざこの場で言ったかと言うとね、皆さんに法律を知っていただきたいからです。つまり法律では、「すべての手当が社会保険料の対象となります。」と、決まっています。…ま、そう言うわけでネ。私なんか首を傾げることが結構ありますけれども…、社会保険料って、とにかく、たったの3カ月のお給料で決まってしまうのですヨ。そんな訳で、長い話ししちゃいましたけど、「4月から6月までの3カ月間のお給料が社会保険料の額を左右する、とても重要な期間である」ということを、ぜひ知ってくださいネ。それを知っているのと知らないのとでは、大違いだと思っています。

…ただし、ただしですよ。この先、会社から「今、わが社は人手が足りなくて（あるいは取引先から急な仕事が入って）忙しくて仕方がないんだ。4月から6月に頼みの綱の君が残業してくれないと…あわわわわ（ $\geq \nabla \leq$) キャッ!!、おいおいおい…なんて泣きつかれることがあるかもしれないヨ。混迷・激動の時代だもの。特にトランプショック後、自由競争の世の中がゆっさゆっさと揺さぶられて、どこの会社にもその可能性（窮地に陥る…）は出てきています。だから、生き残りをかけて、決死の覚悟で踏ん張る会社がいっぱい出てきて当然。そんな会社から必死に残業を求められた場合、私だったら迷わず残業します。会社の「**労働基準法第36条、時間外労働“労使さぶろく”協定書**」を確認して、合法的な範囲で残業やって会社を守ります。…この際、具体的に確認の手順を示します。まず、アナタの会社の総務課に行って、居並ぶ総務課の皆様にご挨拶申し上げてから、幾分腰を落として右手を前に出し、こう言うの。「おねげえいたしやす。ワタクシ、“さぶろく協定書”を拝見させていただきとう存じます。」そう言って、**最低限、次の3点を確認します。①うちの会社は、1カ月にいったい何時間まで残業が許されているのだろうか? →→あッ、45時間までなんだ。②1年間だと? →→360時間までなんだ。③え、なにに…うちの会社は、特別条項付きのさぶろく協定が結んであって、緊急事態などで特別に忙しい場合は →→1年間に720時間までなら残業が許されているんだ。なるほどネ!!**…って、そんなふうだね。とにかく、アナタの会社で、労働基準法で決められた残業やって良い（許される）上限の時間をしっかり確認して把握することがとても大事なんです。それを知っておいた上で、「よっしゃあ!! わし、ガンガン残業やって、会社の危機を救ってやるべ!!」と叫んで、最後にガッツポーズを取ります。その際、口元をしっかり結ぶんだに。キリッ!!とね。

それとね、心残りだから、もう一回、4月～6月に（会社の求めない）残業を控える件に戻りますけど、これ、ぜひプラス思考をしてみてください。こう考えるの。「ちょうど4月～6月までの3カ月間、会社たいへんだっし、会社から求められてたくさん残業をしたけれど、これって将来の私の年金やトシを取った時の医療保障を考えた場合は、有利になるかもネ。いや、なるはず。きっと、まちがいがなく、絶対に…maybe」って。そうだに。物事はね、良い方に良い方に捉えて、前に前に進んでいくことがとっても大事なんです。

今回のテーマは以上です。

青年部 部員大募集中!!

飯田法人会では、青年部（50歳まで）が組織され、税務はもちろん企業経営に役立つ各種研修会や親睦事業、租税教育活動や社会貢献事業をそれぞれ精力的に展開しています。

部員の皆さんは、業種も様々で単なる情報交換の場に留まらず、経営者同士の絆を深めるための活動や地域貢献の取り組みも行っており、幅広い視点での経営スキルを磨くことを目的とした活動を行っています。

あなたも青年部の活動に参加し、スキルアップを図るとともに異なる業種や地域の仲間と出会う機会を探してみませんか？ご興味のある方は、お気軽にお問合せください。入会金・年会費は一切かかりません。



お問い合わせは事務局まで 電話0265-52-5775

部会だより

青年部

租税教室開催の活動報告

青年部長 稲垣 洋一



飯田法人会青年部では、令和7年度も地域の小学校において租税教室を開催し、子どもたちに税の仕組みと大切さを伝える活動を行いました。本年度は、7月2日(水)上久堅小学校、7月10日(木)浜井場小学校、7月16日(水)追手町小学校の3校を訪問し、6年生を対象に租税授業を行いました。

まず小学校の教室に入ってとても世代の違いを感じた事は、子どもたち一人一人が自分のパソコンでクラウド機能を使ってファイル保存やスケジュール管理をしていて凄く驚きました。更にキーボードタッチもメチャクチャ速くて、今の小学生かっこいい～と思いました。

租税教室においては「税金って何だろう?」という問いかけから始め、税金が私たちの暮らしの中でどのように使われているのかを具体例を交えて分かりやすく

説明させていただきました。また、税金の無い世界を描いたDVDを視聴し、税金の必要性を子どもたち自身に考えてもらいました。子どもたちは終始真剣に話を聞いてくれ、クイズや質問コーナーでも積極的に手を挙げてくれて楽しい雰囲気の中、とても活気のある授業となりました。

特に、授業の最後に用意した「現金1億円のレプリカ」を披露し、実際に持ったり触ったりしてもらった際には、子どもたちから大きな歓声が上がリ、税金の重みを体感してもらえたのではないかと思います。

最後に子どもたちから感想の言葉をいただき、私たちの思いがしっかり届いたことをとても嬉しく感じました。

今回も租税教室の開催にあたり、ご協力いただきました校長先生をはじめ担当の先生方、関係者の皆様に心より感謝申し上げます。これからも子どもたちに税の大切さを楽しく学んでもらえるよう、青年部一同力を合わせて取り組んでまいります。



租税教室に参加して

青年部副部長 新井 真

このたび、法人会青年部の一員として、出張租税教室に参加してまいりました。

今回の私の訪問先は2校。毎年恒例の取り組みではありますが、児童の素直な反応や積極的な質問には、今年も大いに刺激を受けました。

特に今回は参議院選挙の期間中ということもあり、政治や社会への関心が高まっている中での授業となりました。

子どもたちは「税金って何に使われているの?」「なぜみんなで負担するの?」といった問いかけにも熱心に耳を傾け、すぐに理解を示してくれました。こちらが教える立場であるにもかかわらず、改めて税の意義や役割を見つめ直す良い機会となりました。

未来を担う子どもたちに、税について分かりやすく伝えることは、我々大人の責任であり、地域の発展にもつながる大切な活動です。今後も引き続き、租税教育に力を注いで参りたいと思います。



浜井場小学校

女性部の活動に参加しませんか? 部員募集中です

入会金・年会費は不要です



女性部

四年目の部長を引き受けて

女性部長 小林 美佐

年度の途中から女性部長を引き継ぐことになって早3年、次期部長が決まらず、もう2年任期を務めさせていただくことになりました。

昨年度は4月の広島での全国女性フォーラム、10月の松本での女性部合同例会に続き、コロナ禍で自粛していた活動が復活し、11月には5年ぶりに上田へ親睦旅行に出かけることができました。

今年は他単位会の女性部長さんのお話を参考にして「税に関する絵はがきコンクール」の応募作品を増やしていただけるよう活動をしていこうと思っています。一昨年、阿智第二小学校の生徒さんの作品が県の代表に選ばれた後は応募作品が少なく、もっと多くの生徒さんに応募していただくために、青年部の皆さんの租税教室に同行させていただいたり、ほかに何校か小学校を回って直接応募のお願いをさせていただくことにしました。

租税教室では青年部の皆さんの素晴らしい授業で、生徒さん達の税に関する知識や関心が高まったところで、税金によって私たちの生活がどう支えられているかわかったことや税金で自分たちの住む町が更にどうなったらうれしいかや、税金を納めることに対しての気持ち、さらに将来自分がもし市長や県知事、総理大臣になったら税金を使ってどんなことをしたいか等、感じたことをそのまま表現してもらえたらと思い、教室の最後にお時間をいただいて

お願いをしてきました。

ところで、今年の全国女性フォーラムは北海道で九月に開催されます。他単位会の皆さんと親睦を深めながら、全国的に法人会女性部で取り組んでいる「食品ロス」を減らす活動についても理解を深め、飯田でもできることはないかを考えてみたいと思います。

最後に、2年後の次期女性部長の選出に難航しております。他の会員の皆様のご協力をいただきながら無事に選出、依頼、引き継ぎができますことを心より願っております。



絵はがきコンクールの応募のお願いをしました

絵はがきコンクール応募のお願い

女性部担当の『税に関する絵はがきコンクール』に大勢の小学六年生が応募いただけるよう地域内の全小学校の六年生の皆さんにお願いしました。

今年度は上久堅小学校、浜井場小学校、追手町小学校の三校には青年部の租税教室に同行し、六年生の皆さんに直接応募をしていただくようお願いし、応募の方法と入選するコツをお話ししました。

また、近隣の小学校には応募用紙を直接お届けし、ほかの小学校にも応募のお願いを送付させていただいています。9月30日の締め切りに向けて多くの応募があることを期待しています。



第26回 飯田法人会

会員親睦

ゴルフコンペ

参加者募集

日頃より法人会事業にご参加・ご協力を頂きありがとうございます。
恒例となりました第26回親睦ゴルフコンペを開催します。大勢の皆様にご参加いただきたくご案内します。表彰式は、終了後クラブハウスにて行います。

開催日

令和7年10月10日(金)

開会式 8:40 ~ スタート9:00 ~
協賛：大同生命・AIG・アフラック



会場

高森カントリークラブ (TEL 0265-35-3355)

競技・賞

18ホールストロークプレイ
(ダブルペリア方式：セルフプレイ)

参加費

3,000円 (ゴルフ場ランチサービスデー)

(ビジターフィ 10,150円 (税込) 高森CC会員様の優待券のみ利用可)

参加費はプレイ代と
合わせて各自精算

カートにペットボトル
1人1本付

表彰式はプレイ終了後 (予定 16:00 ~)
ノンアルコールでクラブハウスにて開催

定員

24組96名 (定員になり次第締切)

申込締切

9月1日(月)までに申込書によりお申し込みください。

※参加は会員企業・法人会加入予定企業に限ります。
※【申込代表者】には、後日「組合せ表」をお送りします。
なお、キャンセルは2日前より参加費をご負担いただきます。参加賞はお渡ししますのでご了承ください。

中小企業向け賃上げ促進税制の適用要件と税額控除割合

～経理課社員リサと顧問税理士サキ先生の税務問答～

税理士 野川 悟志



リサ

法人税における賃上げ促進税制は3種類あると聞きました。どのような措置がありますか？

この制度は従来全企業向けと資本金等の額が1億円以下の一定の法人が対象となる中小企業向けの2種類でしたが、令和6年度税制改正で、常時使用する従業員の数が2000人以下の法人が対象の中堅企業向けが新たに設けられ、3種類となりました。さらに、中小企業向けでは、当期の法人税額から控除できなかった分を5年間繰り越すことができることとされました。



サキ先生



リサ

それぞれの措置の適用要件にはどのような違いがありますか？

まず全企業向け中堅企業向けは継続雇用者の給与等の支給額が前期から3%以上増加している場合には適用があるのに対し、中小企業向けは雇用の継続に関わらず雇用者の給与等の支給額が前期から1.5%以上増加している場合に適用がある点に違いがあります。また、全企業向けと中堅企業向けには追加される要件があります。資本金等の額が10億円以上で、常時使用する従業員の数が1000人以上などの場合には、給与等の支給額の引上げ方針（マルチステークホルダー方針）をインターネットで公表するなどの要件があります。



サキ先生



リサ

全企業向けと中堅企業向けの継続雇用者は、どのように判定するのですか？

継続雇用者は、当期と前期の全期間において給与等の支給がある一定の雇用者とされています。



サキ先生



リサ

中小企業向けでは中途入退社に係る雇用者の給与等を把握する必要がないようですので、まずはこの措置を検討してみます。中小企業向けの税額控除割合はどのようになっていますか？

2025年5月期決算で適用するとして、雇用者の給与等の支給額が前期から1.5%以上増加している場合には増加額の15%が法人税額から控除されます。これは標準的な控除割合です。なお、給与等に充てるために他の者から支払いを受ける金額がある場合には、これを給与等の支給額から控除するなどの点には注意してください。



サキ先生



リサ

このほかにどのような控除割合がありますか？

控除割合の上乗せ措置があります。まず、給与等の増加割合が2.5%以上である場合は15%が上乗せされます。また、教育訓練費が前期から5%以上増加し、かつ、教育訓練費の雇用者の給与等に対する割合が0.05%以上である場合には10%が上乗せされます。さらに、子育てと仕事の両立支援や女性活躍の推進に積極的な企業が認定される「くるみん認定」や「えるぼし認定」等を受けている場合には5%が上乗せされます。



サキ先生



リサ

これら3つの上乗せ措置の要件をすべて満たしている場合にはどのようになりますか？

すべての要件を満たしている場合にはそれぞれ15%、10%、5%の合計30%が上乗せされますので、標準的な控除割合の15%に上乗せ分の30%を加えて、最大45%となります。ただし、控除額は法人税額の20%が限度となりますので注意してください。



サキ先生

【筆者紹介】 野川悟志（のがわ・さとし）福岡県出身。国税庁課税総括課、国税局法人課税課などを経て、東京都品川区で税理士登録。近著『知っておきたい中小企業の税務・法務・労務・許認可』（共著、大蔵財務協会）、『税務図解の技法』（大蔵財務協会）など。



法人会の経営者大型総合保障制度

**広げよう
企業保障の
大きな傘を**

法人会の「経営者大型総合保障制度」は
1971年に創設されました。
想いをつないで50年。
これからも会員のみなさまと共に歩み、
企業保障の大きな傘で
会員のみなさまをお守りしてまいります。

DAIDO 大同生命保険株式会社
松本支社/
長野県松本市本庄1-3-10 (大同生命松本ビル3F)
TEL 0263-32-0829

AIG AIG損害保険株式会社
松本支店/
長野県松本市本庄1-3-10 (大同生命松本ビル7F)
TEL 0263-35-1933

令和6年度
税に関するポスター優秀作品



飯田市租税教育推進協議会会長賞
松尾小6年 小林 暖琉さん



飯田市長賞
上郷小6年 佐々木 凛さん



飯田税務署長賞
下久堅小6年 内山木悠紀さん

(学年は令和6年度当時)

編集後記

暑い日が続いています。皆様お変わりはないでしょうか？天候が不順、極端すぎて作物も人も何だか具合が悪いように思います。子どもの頃、夏といえば青い空にムクムクと湧き上がる入道雲と、あっという間にザーっと音を立てて夕立が降ることが多かったように思います。そしてその一降りだけこう涼しくなった記憶があります。もうそんな記憶も遠い過去の事です。

最近では、昔はなかった『線状降水帯』などという気象用語を毎日のように耳にします。かけがえのない地球のこの先はいったいどうなるのでしょうか。そして人類の未来は？どのような変貌が待ち受けているのやら…。

そんな今、私たちにできることを真剣に考え行動しなければ本当に取り返しのつかないことになるのではと思うこの頃です。



広報委員
中島 律子

いいだ法人 第**162**号 2025・7 夏 Summer

令和7年7月24日発行
年4回発行／一般社団法人 飯田法人会 飯田市常盤町41番地 飯田商工会館4階
TEL(0265)52-5775・FAX(0265)52-5776
e-mail:iho@iidahoujinkai.jp URL http://www.iidahoujinkai.jp/

広報委員長・棚田 稔
副委員長・木下裕介
副委員長・小林亮夫
委員 塚平一人・熊谷 弘・中島律子
中島 隆・鈴木健太郎

本紙における掲載文は、筆者の責任において自由に執筆いただいております。